

## 憲法解釈変更による「集団的自衛権行使容認」を許さない全道集会を開催

連合北海道は、6月18日、札幌市大通西3丁目において、憲法解釈変更による集団的自衛権行使容認に反対する全道集会を、約1千名の参加のもと開催した。



主催者挨拶にたった連合北海道工藤和男会長は「集団的自衛権の行使は許されないと戦後の歴代内閣が確立し踏襲してきた国の最高規範である憲法の解釈を、時の内閣の一存で便宜的また意図的に解釈変更をする行為、さらには国民の生命や国の形に関わる安全保障政策の転換を、国民に問うことも憲法改正の手続きを踏むことなく、与党協議と閣議決定で既成事実化する行為は、まさに民主国家としての基本原則でもある立憲主義、法治主義をないがしろにするものであり断じて許されるものではない。」と厳しく批判した。引き続き連帯挨拶にたった札幌弁護士会憲法審査会事務局長佐藤博文弁護士は「法律家の職務として、基本的人権の擁護と社会正義の実現のために、この集団的自衛権行使は断じて許されない。全力をあげて取り組み、一緒に闘い、阻止しよう。」と呼びかけた。また、民主党北海道勝部賢志幹事長は「紛争している二国間の一方に加担すれば、当然日本も相手国から攻撃の対象になる。集団的自衛権の行使が容認されれば、日本の国は間違いなく戦争に巻き込まれ、積極的に戦争に参加する国になってしまう。絶対に許してはならない。」と訴えた。



続いて、連合北海道出村良平事務局長より、これまでの連合北海道の取り組み経過として、閣議決定阻止のための各職場や地域での行動などが報告された。

集会決議採択がされたのち、工藤会長による行使容認を決して許さないとの決意を込めた団結ガンバローで集会を締めくくった。

終了後、参加者は市内をデモ行進し、安倍政権の暴走や、国民を無視する閣議決定を許さないなど、市民にアピールし理解を求めた。

連合北海道は、今後も世論形成を図り、憲法の平和主義、基本的人権の尊重、国民主権の三原則に基づき、平和な社会の実現に向け、憲法解釈変更による集団的自衛権行使容認に反対する運動を、組織の総力をあげ進めることとする。

